

平成24年4月10日  
交通政策担当部  
鉄道立体・街づくり調整担当課

東京都市計画道路の変更について（世田谷区画街路第14号線）

1. 趣旨

京王線連続立体交差事業にあわせて計画する明大前駅及び千歳烏山駅の駅前広場については、これまで平成22年12月に都市計画素案説明会を開催し、その後、都市計画素案の周知及び区民意向の把握をするため、都市計画相談コーナーの設置や地区街づくり懇談会等を実施してきた。この度、東京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第14号線の都市計画案がまとまり、都市計画法第17条による公告・縦覧及び住民説明会を開催するので、以下のとおり報告する。

2. これまでの主な経緯

平成21年 5月	京王線沿線街づくり基本方針の策定
平成21年10月	京王線沿線駅前広場基本構想の策定
平成21年11月	京王線連続立体交差化・複々線化及び関連側道計画等の都市計画素案説明会（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）の開催
平成22年12月	明大前駅及び千歳烏山駅の駅前広場都市計画素案説明会の開催（2会場4日間）
平成23年 5月	京王線連続立体交差化・複々線化及び関連側道計画等の都市計画案の公告・縦覧及び説明会（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）の開催
平成23年 9月～11月	駅前広場周辺地区街づくり懇談会等の開催（10回）
平成24年 2月	地区懇談会等に関する報告会の開催
平成24年 3月	都市計画相談コーナーの開催

3. 都市計画案の概要

別紙-1 計画図書、別添パンフレットのとおりに

4. 今後の予定

平成24年 4月	都市計画法第17条による公告・縦覧（13日～27日）
4月	都市計画案説明会（14日）
平成24年度	世田谷区都市計画審議会諮問
平成24年度	都市計画決定・告示



# 総括図

東京都計画道路区画道路世田谷区画道路第14号線

別紙—1

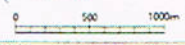
凡例

変更対象路線



凡例

<p><b>地域地区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種住居地域</li> <li>第二種住居地域</li> <li>第一種中高層住居専用地域</li> <li>第二種中高層住居専用地域</li> <li>第一種工業地域</li> <li>第二種工業地域</li> <li>準工業地域</li> <li>近隣商業地域</li> <li>商業地域</li> <li>準商業地域</li> <li>第一種業務地域</li> <li>第二種業務地域</li> <li>特別業務地域</li> <li>特別業務地域(一)</li> <li>特別業務地域(二)</li> <li>第一種遊樂地域</li> <li>第二種遊樂地域</li> <li>特別遊樂地域</li> <li>特別遊樂地域(一)</li> <li>特別遊樂地域(二)</li> </ul>	<p><b>新地画線の用途制限</b></p> <p>対象地画線 幅員(メートル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種住居専用地域 幅員 40m 70m</li> <li>第二種住居専用地域 幅員 40m 70m</li> <li>第一種中高層住居専用地域 幅員 40m 100m</li> <li>第二種中高層住居専用地域 幅員 40m 100m</li> </ul> <p>※第一種住居専用地域専用地域、第二種住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域は、幅員が40m未満の場合は、幅員が40mとみなす。</p>	<p><b>緑化地域</b></p> <p>特定緑地 計画</p> <p>市指定緑地 樹木高10m以上の樹木が常緑樹を主体とする緑地</p> <p>緑化地域(第一種) 緑化率50%以上の緑地</p> <p>緑化地域(第二種) 緑化率30%以上の緑地</p>
<p><b>緑化計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑化計画区域</li> <li>緑化計画区域(第一種)</li> <li>緑化計画区域(第二種)</li> <li>緑化計画区域(第三種)</li> </ul>	<p><b>緑化計画の指定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑化計画指定(第一種)</li> <li>緑化計画指定(第二種)</li> <li>緑化計画指定(第三種)</li> </ul>	<p><b>緑化計画の制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑化計画制限(第一種)</li> <li>緑化計画制限(第二種)</li> <li>緑化計画制限(第三種)</li> </ul>
<p><b>緑化計画の制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑化計画制限(第一種)</li> <li>緑化計画制限(第二種)</li> <li>緑化計画制限(第三種)</li> </ul>	<p><b>緑化計画の制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑化計画制限(第一種)</li> <li>緑化計画制限(第二種)</li> <li>緑化計画制限(第三種)</li> </ul>	<p><b>緑化計画の制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑化計画制限(第一種)</li> <li>緑化計画制限(第二種)</li> <li>緑化計画制限(第三種)</li> </ul>





## 東京都市計画道路の変更（世田谷区決定）

東京都市計画道路に区画街路世田谷区画街路第14号線を次のように追加する。

種別	名称		位置		区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点		延長	構造形式	車線の数	
区画街路	世田谷区画街路第14号線	世田谷区南烏山五丁目	世田谷区南烏山五丁目	世田谷区南烏山五丁目	約30m	地表式	2車線	19.5m	地表式の区間における鉄道の交差の構造 幹線街路と平面交差1箇所
	その他	なお、世田谷区南烏山五丁目地内に交通広場を設ける。							面積 約4,000㎡

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：千歳烏山駅における交通結節機能を強化するとともに、地域生活拠点の育成を図るため、新規追加する。

變更概要

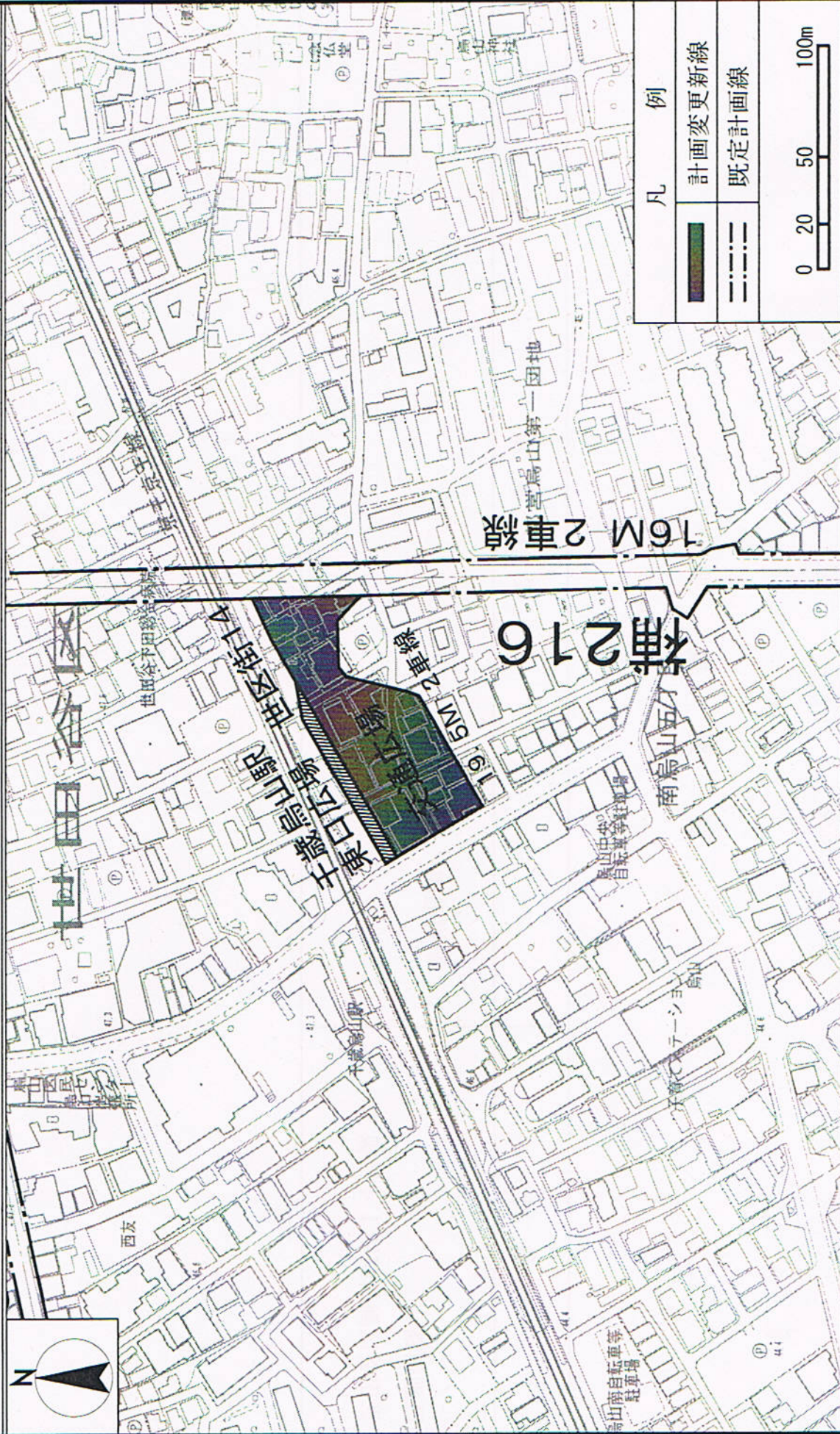
名稱	變更事項
区画街路 世田谷区画街路第14号線	1. 新規追加



# 東京都市計画道路

## 区画街路世田谷区画街路第14号線 計画図

(世田谷区決定)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路線図）を使用し、作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）23都市策街路第58号、平成23年8月5日

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。（承認番号）23都市策交第204号

この計画の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップズ（株）が著作権を有しています。（承認番号）MMT内研第003号-2



# 都市計画の案の理由書

## 1 種類・名称

東京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第14号線

## 2 理由

千歳烏山駅周辺地区は、「世田谷区都市整備方針（都市計画マスタープラン）」において、「地域生活拠点」として区民の日常生活における商業・文化・行政サービス等の地域生活の側面での「核」であり、地域のシンボル地区としても位置づけられている。

あわせて、当該地区を通過する東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線は、「主要生活交通軸」として、地域生活拠点を結ぶ機能を担い自動車交通の円滑化や歩行者空間の充実などをはかることとしている。

こうしたことから、「世田谷区都市整備方針」における「地域生活拠点」としての機能、交通ネットワーク及び交通結節機能を強化するため、京王線の立体化に併せ、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線に接続する街路と面積約4,000㎡の交通広場を、東京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第14号線として都市計画決定するものである。